

第 2 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 5 年 8 月 16 日（火）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 友岡 康幸 | 2 番 松岡日出男 | 3 番 桐原 忠継 | 4 番 小出 満文 |
| 5 番 福本 博文 | 6 番 加藤 清孝 | 7 番 小林 公子 | 8 番 長崎 愛 |
| 9 番 榊 敏行 | 10 番 藤岡 恵雄 | 11 番 今村 建一 | 12 番 古澤 弥生 |
| 13 番 渡邊 和徳 | 14 番 渡邊 晃 | 15 番 豊田るみ子 | 16 番 池田 春香 |
| 17 番 藤原 幸似 | 18 番 古庄 憲明 | 19 番 北野 暁之 | |
- 欠席委員 無し
4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 4 号 経営基盤強化促進法許可申請について
 - 議案第 5 号 農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について
 - 議案第 6 号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて
5. 事務局職員
- | | |
|----|-------|
| 次長 | 荒牧 憲政 |
| 主幹 | 藤野 貴洋 |

6. 会議の概要

発言者	内 容
次長	<p>皆さんおはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。それでは、もうすでに皆様お集まりになっておられますので総会の方を始めさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本総会開催にあたりましてご報告を申し上げます。委員総数 19 名、出席委員 19 名で南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条により本総会の成立をご報告致します。</p> <p>それでは農業委員会憲章を出席者全員で唱和致します。皆様ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>それでは定刻になりましたので第 2 回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。農業委員会憲章の指揮を会長にお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
次長	<p>はいありがとうございました。それでは本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。</p>

	<p>それでは着座にて議事進行に当たらせていただきます。</p>
議長	<p>只今から第2回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に3番の桐原委員、4番の小出委員を指名します。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい、朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 賃借権設定の10年となっております。</p> <p>番号2：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となっております。</p> <p>番号3：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の贈与となっております。</p> <p>番号4：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の贈与となっております。</p> <p>番号5：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の贈与となっております。</p> <p>番号6：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の贈与となっております。</p> <p>以上、ご審議お願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。</p>
5番	<p>議案第1号番号1番について、5番の福本が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は農業は営まれておらず農地を管理していただける方を探されておりました。譲受人は村の農業公社で事業用の農地を探しており、今回賃借権設定の10年と契約ができました。何ら問題はありませんので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
2番	<p>議案第1号番号2番について、2番の松岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は村外に居住しておられこの度、農地を管理していただける譲受人と所有権移転の売買と契約が結ばれます。譲受人は村外で農業を営まれ、ブルーベリー等を作られているようです。今回申請の農地も村外から通作をされ、ブルーベリーを</p>

	<p>作付けされるようです。</p> <p>大変意欲を感じられ、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
11 番	<p>議案第 1 号番号 3 番について、11 番の今村が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は農業は営まれておらず、今回農地を管理していただける譲受人と所有権移転の贈与の契約が結ばれます。譲受人は地域で農業を営まれ、申請の農地の現況は、申請地に隣接する、譲受人の耕作されている農地と既に一体となっており今回正式な申請がなされております。</p> <p>何ら問題はありませんので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
17 番	<p>議案第 1 号番号 4 番について、17 番の藤原が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人はご高齢で農業は営まれておらず農地を管理していただける方を探されておりましたところ、同じ地域で農業を営まれる譲受人と所有権移転の贈与と契約が結ばれております。</p> <p>何ら問題はありませんので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
18 番	<p>議案第 1 号番号 5 番について、18 番の古庄が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子関係でございます。今回譲受人が親子間での所有権移転の贈与と申請があつております。</p> <p>何ら問題はありませんので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
16 番	<p>議案第 1 号番号 6 番について、16 番の池田が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は村外に住まわれており、今回農地を管理していただける譲受人と所有権移転の贈与と契約が結ばれます。譲受人は村内で農業を営まれておられ、今回申請の農地を耕作されます。</p> <p>何ら問題はありませんので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はいありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議案第 1 号農地法 3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもつてお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 1 号は原案どおり可決致します。</p>

議長	<p>続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について番号1申請人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は業務用資材置き場（始末書添付）となっております。以上ご審議ください。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
12番	<p>議案第2号番号1番について12番古澤が説明します。申請人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。申請人は農業の傍ら長年土木業に努められており申請地は以前から鳥獣被害など農業を営む上で不利な環境でもあり、既に資材置き場として農地の状況下になく耕作をされなくなって数年がたっております。今回資材置き場への転用、始末書添付ということで申請が上がっており、何ら問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>ありがとうございます。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決致します</p>
事務局	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>はい朗読を致します。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について番号1:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は個人住宅となっております。</p> <p>番号2:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は製造工場となっております。</p>

	<p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。</p>
12 番	<p>議案第 3 号 1 番につきまして 12 番の古澤が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲受人が今回村内へ移住をされることで譲渡し人と契約がなされ、個人住宅が計画されており、転用所有権移転有償ということで、何ら問題は無いと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
19 番	<p>議案第 3 号 2 番につきまして 19 番の北野が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は親子関係で今回申請人が事業展開しているアイスクリーム事業を規模拡大する計画が上がっております。申請地に新しく製造工場を建てられるよう転用所有権移転無償ということで何ら問題は無いと思われまます。ご審議ください。</p>
議長	<p>はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議案第 3 号農地法 5 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 3 号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>続きまして議案第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請について番号 1 から番号 3 番、番号 6 番までの新規案件について、審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。</p> <p>番号 1: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 賃借権設定の 30 年です。</p> <p>番号 2: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 賃借権設定の 10 年で 相続権者同意書有です。</p> <p>番号 3: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 使用賃借権設定の 10 年です。</p> <p>番号 4 番から番号 5 番までは 再設定の案件になりますので省略致します。</p>

番号6:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農地中間管理機構 一括方式 となります。

以上、新規案件 4件 再設定案件 2件 ご審議よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。

1番 議案第4号番号1番について1番友岡が説明します。
譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。
譲渡人と譲受人は親子関係です。今回譲渡人が農業の規模拡大を目的とし、使用貸借権設定の30年と契約されます。何ら問題無いと思われます。ご審議ください。

10番 議案第4号番号2番について10番藤岡が説明します。
譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。譲渡人はご高齢のため農業が出来ずに作り手を探されていまして、地域で新規就農され規模拡大中の譲受人と賃借権設定の10年の契約がなされます。
何ら問題無いと思われます。ご審議ください。

14番 議案第4号番号3番について14番渡邊が説明します。
譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。
譲渡人はご高齢のため農業が出来ずに作り手を探されていまして、今回、農業法人としてコーヒー栽培等を手掛けています譲渡人と使用貸借権設定10年ということで契約がなされます。
大変意欲を感じられ、何ら問題は無いと思われますので、ご審議ください。

事務局 番号6番を事務局が説明します。

番号6番につきましては、譲渡人が県外にお住まいで、農地の管理・耕作を出来ない事から、農地中間管理事業による賃借権設定を結ばれます。譲受人は地区内で農業を営んでおられ、地域の担い手農家として更なる規模拡大をされております。場所は両併西部地区圃場整備地内の農地です。

以上、何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので審議をお願い致します。

(異議なし)

何もなければ、それでは議案第4号経営基盤強化促進法による許可申請について異議のない方は挙手をもってお願い致します。

明させていただきます。この「基本構想」の見直しに際しては、法に基づき、農業委員会及び農業協同組合のご意見を聴くこととなっておりますので、本日ご審議及びご意見をお願いしたいと思います。

最初に農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法に基づいて都道府県が作成する「農業経営基盤強化促進基本方針」に即して、各地域の実情を踏まえ、同法6条に基づき市町村が独自に定めるものです。本村においては、平成23年に策定しています。

次に農業経営基盤強化促進法について説明いたします。

国民生活の安定のためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成することが重要であることから、農業者に対する農用地の利用集積、経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するために整備された法律です。

今回、国の「農業経営基盤強化促進法」が一部改正され、令和5年6月に熊本県の基本方針が変更されたことに伴い村では基本構想の改定を行うため「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（改定素案）」を作成しました。お手元の資料の赤字の箇所が追記及び取り消しを行っております。

この構想の内容としては、本村の農業の構造やこれまでの歴史の記載が1ページから2ページ。次に新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標について3ページ目から4ページ、次に品目毎の家族経営パターンが5ページ目から11ページ。次に新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する記載が12ページ目から13ページ。次に農用地の効率的かつ総合的な利用について13ページから14ページ、次に農業経営基盤強化促進事業に関する事項や利用権設定等促進事業についての記載が15ページから16ページ。次に農用地利用集積計画、農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項の記載が18から22ページあります。

今回の改正での主な変更点次の2点となっております。

1点目が人農地プランに代わる地域計画関係となります。15ページ目になります。この地域計画ですが、昨年、農業経営基盤強化促進法の一部改正がされており、各地域で将来の農業について、協議の場を設け、10年後農地を誰が管理するかの目標地図の作成が必要となりました。期間としては、本年4月～令和7年3月までとなります。これまでの農業委員さんに地域計画についてご説明申し上げましたが、今後改めてご説明及びご相談をさせていただきたいと思っております。

次に2点目ですが、利用権設定についてです。16ページになります。これも基盤法改正に伴いこれまでの赤紙での村農業委員会での手続きが令和7年3月までとなります。その後は、熊本県農業公社のみの手続きのみに移行するため経過措置期間中の取扱いについて附則に設けております。

以上、簡単に概要及び変更点をご説明申し上げましたが、何かご質問等ございましたでしょうか？

<p>1 番</p> <p>農政担当</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>はい。質問があります。品目毎の家族経営パターンが 5 ページ目から 11 ページとありますが例えば水稻のところですが、13 haで家族を養っていけるのか？具体的な収入など所得を示していただけないと、これではわかりにくいのでは？収入や家族何人か等記載し内容を見直ししたほうがよいのではないか？</p> <p>実際の収入や家族人数等記載し対応することです承。 修正し内容を変えていきます。</p> <p>他にありますか？</p> <p>(異議なし)</p> <p>何もなければ、それでは議案 6 号農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて異議のない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 6 号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p>	<p>以上で議案の審議は終了しますが、9 月の総会の日程を決めておきたいと思えます。9 月 11 日 月曜日 10 時から 場所は南阿蘇村役場の 2 階大会議室で行いたいと思えますのでよろしくお願い致します。その他で委員さんから何かございせんか。</p> <p>村の公社について意見。 村農業公社のこれまでの在り様、収支決算などの財政状況の透明化等、農業委員会へ相談が欲しい連携が無い。 今後の方向性など村行政、議会などと合同で協議の場を一度設けられることを強く要望。</p> <p>局長が不在につき本日は相談内容を持ち帰り協議の場の話は課内で相談いたします。</p> <p>利用状況調査 (旧荒廃農地調査) について それでは、事務局から令和 5 年度荒廃農地調査についてお願いと説明を致します。委員の皆様は調査は初めての方が多いと思えますので調査の趣旨・概要を説明を致します。この調査は、全国一斉に 8 月頃から行われる農地の利用状況調査 (旧荒廃農地の調査) で、毎年行うこととなっております。農地を耕作していない農地、いわゆる遊休農地と遊休農地をさらに放置し原野山林化した荒廃農地を確認する調査となります。今年度も調査対象名簿と、遊休農地や荒廃農地に色づけした地図を配布いたします。</p>

説明をさせていただきます前に、後ろの方に各地区の地図と名簿を旧村ごとに並べておりますので農業委員さんまたは推進委員さんの担当地区の資料を、お手元にお持ちいただいてもよろしいでしょうか。

それでは説明に入ります。今回皆様に調査していただきたい農地は耕作されていない遊休農地と、遊休農地をさらに放置し山林化・原野化し荒れた荒廃農地のを調査させていただきます。

調査区分の判断ですが、耕作をせず遊休化した農地でトラクターなど軽微な作業で農地として回復できるものをA判定農地の緑区分・また遊休農地でもブルドーザやバックホウ大規模な改修が必要な遊休農地をA判定農地の黄色区分と遊休農地は2つの区分で判定といたします。

遊休農地で軽微な作業、トラクター等で原状回復するものをA判定の緑区分、大規模な工事改修でないと原状回復ができないものをA判定の区分という事になります。

しかしながら耕作可能な農地とA判定 緑区分農地はとても状況の似た農地である為、判断に困ると思います。

したがって、トラクター草刈り等で改善される、農地はこれまで同様に耕作可能な農地として判断されて構いません。緑区分の判定はせず耕作可能と判断されてください。

何とか大掛かりな機械で農地に戻せるところはA判定の黄色区分・トラクター草刈りなど軽微な作業で、すぐに耕作可能な農地はこれまで同様に耕作可で判定してください。

続きましてB判定ですが、B判定は遊休農地のA判定農地が放置されてさらに山林化・原野化、表土が流出して岩石が露出している、森林の様相を呈しているなど、機械を使っても農地にもどる見込みがないところになります。再生が不可能な農地という事です。

このような判断で調査をしていただきたく、農業委員さん推進委員さんで協力いただいて、現地調査をおねがいたします。

名簿と地図をお渡ししておりますが、まずは名簿から説明させていただきます。令和5年度荒廃農地調査表と表題があります。基本、各担当のエリア地区を現地確認していただきたいと思います。自分の担当地区外のところも表の中にはあるかと思いますが、自分のところだけで結構です。

調査票をご覧ください、左から見ていきますと、大字・小字・地番・地目・面積・所有者・耕作者です。

次に前年度調査の状況の欄がございますが、問題なし・A判定緑・A判定黄・B判定のいずれかが入っていると思います。問題無しのところは耕作されている農地、管理が行き届いている農地です。

A判定黄と書いてあるのが再生可能な遊休農地で、地図上では黄色に色付けしております。

先ほども説明しましたが、重機など大掛かりな機械を使って農地再生ができる農地については、A判定の黄色区分になります。また、簡単な作業、ロータリーなどで農地復旧できるものはA判定の緑色の区分となります。

次にB判定のところは再生不可能な農地で、地図上では赤で色付けしてあるところです。ここはどうしても大掛かりなお金をかけても、機械を使っても再生が不可能なところはB判定になっています。

所有者からの申し出により、いずれこれは非農地判断の対象になる候補地となります。

全筆見ていただいて、前年度調査状況を見ていただき、今回調査票に書いていただくのは、右側の今年度の調査状況という欄があります。現地判断していただき、ここに記入をしていただければと思います。耕作可・A判定（黄）・A判定（緑）B判定の4区分で現地を判定することになります。

まず前年度の状況を見ていただいて、簡単な草刈りなどで耕作可の場合は耕作可に○印、例えば昨年は耕作可だったけれども、数年耕作されずに、荒廃化が進み、重機等を入れないと農地に戻せないものはA判定（黄）に○をする、簡単な作業で農地復旧できるものにはA判定緑に○を、農地再生不可な農地はB判定に○をすることになります。

昨年A判定でも、今年は耕うんされて作付け可能になっているところは、耕作可に○をつけてください。

皆様のお手元にある資料、「令和5年度荒廃農地調査について」の中に調査の記載例がございます、参考にさせていただきます。

調査票に戻りまして、一番右側の備考欄については、現地の状況等、不明な事などを書いていただいて結構です。事務局の方でわからないことがあれば現地に行つて確認をします。

続きまして地図の説明ですけれども、まず赤い太い線が行政区になり、少し見づらいたが青い線が小字になります。赤で色付けしてあるところが昨年度調査時にB判定で耕作が不可能なところになりますので、今回調査をしていただき、やはり変わらず赤色のB判定ということであれば調査票のB判定のところに○をしていただければ結構です。

地図の黄色になっている箇所がありますが、これは昨年度調査時にA判定とした農地です。例えばA判定の黄色のところより荒廃し完全に耕作が不可能な農地はB判定の欄に○を、しっかり管理をされて耕作可能になっているところについては、調査票の該当の欄に○をつけてください。よろしくお願いいたします。

8月から10月の調査期間となりますが、農業委員、推進委員とで協力をしていただき、筆数が多いので、互いに協力をして、分けて見ていただければと思います。国の方に今年度の利用状況調査（旧荒廃農地調査）の面積等の報告も期限がございますので、例年とあまり変わらない提出期限を設定させていただきました。調査票に提出期限を10月10日までに名簿の提出を農業委員会にお願いしたいと思います。約2カ月ほどありますのでよろしくお願いいたします。

調査の中で名簿に無い地番がありましたら、白紙のページを配布しておりますのでそちらに追加で記入してください。また名簿と地図が合わない不明な箇所がありましたら、備考欄にその旨記載してください、事務局で後日調査いたします。また、地図によっては分かりにくいとか、地図が縦にみるサイズと横に見るサイズなど、担当地区の境などもわからない部分もありましたので、見づらいたかここが抜けているとかありましたら事務局の方にお知らせください。再度地図を作成してお渡ししますのでよろしくお願いいたします。その他不明な事がございましたら、電話でも構いませんのでお尋ねください。

	<p>以上事務局から利用状況調査（荒廃農地調査）の説明を終わります。</p>
次長	<p>農地利用最適化活動の日誌報告について</p> <p>委員の皆様の日々の活動は日誌の報告で積算され後日支払われます。国庫補助金が財源となり会計検査の対象となる事業となります。様式も変わり記入例式をお配りしております。参考にされて必ず日誌の提出をよろしくお願いいたします。</p>
次長	<p>農業委員会慶弔負担金の継続について</p> <p>現在、委員本人やご家族で慶弔事案があれば委員1人につき1回1000円ずつ徴しまとめて支払いをしております。負担金として5回分5000円を徴収し不足したら適宜再徴収をしております。新体制になり今後も継続していくかの是非。</p> <p>従来額は慶弔金としては、多額なので金額を下げて継続したがよい。 500円の6回で3,000円ずつの徴収で継続していく（全員賛成）</p>
次長	<p>農業委員等、緊急連絡先の情報提供依頼について（全員賛成）</p>
事務局	<p>熊本県農地利用最適化研修の参加有無について</p> <p>8/31 13:30～16:00 県立劇場</p> <p>当日の研修参加者の確認をした。</p>
次長	<p>総会時の憲章朗読の継続について</p> <p>毎回総会時の憲章朗読の是非について</p> <p>毎回の憲章朗読は必要がないので年2回の半年に一度会長が朗読し委員が続けて唱和することで決定。（全員賛成）</p>
会長	<p>10/10 総会終了後の研修並びに懇親会について</p> <p>10月は稲刈りで多忙である為に12月に変更。</p>
議長	<p>以上をもちまして第2回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。これをもって総会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。</p>

7. 閉会時刻 11時00分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和5年8月16日

農業委員会 会長

議事録署名委員

3番

議事録署名委員

4番
